

環

境

內 容

○環境衛生

○清掃

環 境

○環境衛生

1 環境衛生

(1) そ族昆虫駆除及び衛生組合の概況

まちを清潔で明るく住みよい環境にするためには、市民の協力なしには達成できない。このため地域住民の共通の問題である環境衛生の向上については、実践活動母体である各衛生組合組織の活動強化をはかるため衛生協力団体活動費及びそ族昆虫駆除事業費補助金を交付するとともに、各支所毎の衛生組合長会議の開催、優良衛生組合及び組合員の表彰等を行い、快適な都市環境づくりに努めている。

① 衛生組合の現況

(令和6年4月1日現在)

組合数			世帯数			備考
旧市内	支所管内	計	旧市内	支所管内	計	
64	601	665	12,551	75,872	88,423	組合加入世帯

補助金交付状況 6年度 衛生協力団体活動費補助金 8,843千円 1世帯当り 100円
6年度 そ族昆虫駆除事業費補助金 2,653千円 //

(2) 斎場

① 施設の概要

(令和6年4月1日現在)

名称	福島市斎場	職員数	8人(監守2人、主査1人、会計年度任用職員5人)
位置	渡利字仏根 51 番地		
業務開始	大正9年 (昭和55年7月31日改築) (令和元年5月18日改築)	設備の概数	普通炉9基、大型炉1基、お別れ室5室、多目的室3室、待合室9室、売店・軽食コーナー、待合ホール(キッズコーナー有)、授乳室、更衣室・コインロッカー
敷地面積	約48,000㎡		
建築面積	3,097.73㎡		
建物の構造	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建		
建設費	約50億円		

② 利用状況 (令和元年5月18日より市民の方も有料化)

(単位：千円)

区分 年度	大人 (12歳以上)		小人 (12歳未満)		人体の一部		死産児		胞衣		計	
	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料	件数	使用料
2	3,586	40,210	6	126	20	120	46	404	76	873	3,734	41,733
3	3,649	42,290	5	60	24	117	41	304	60	690	3,779	43,461
4	3,966	46,060	4	24	25	105	118	572	68	609	4,181	47,370
5	4,017	47,165	7	72	31	123	33	312	51	513	4,139	48,185
6	4,015	46,100	2	12	20	120	32	288	38	384	4,107	46,904

(3)市営墓地

(令和6年4月1日現在)

墓地名 区分	御山墓地	岩谷墓地	渡利墓地	天王寺墓地	新山霊園
開設	明治 29 年	昭和 20 年	昭和 28 年	昭和 41 年	昭和 45 年
所在地	大明神	岩谷	渡利字東土入	飯坂町字寺山	岡部字新山
面積	53,445 m ²	20,560 m ²	17,933 m ²	3,711 m ² (借地)	283,540 m ²

墓地名 区分	御山墓地	岩谷墓地	渡利墓地	天王寺墓地	新山霊園
区画数	3,659 区画	982 区画	851 区画	149 区画	2,112 区画
1 区画当り 平均面積	13.2 m ²	9.9 m ²	9.9 m ²	6.6 m ²	6.3 m ²
使用料	3.3 m ² 以内	70,000 円	66,000 円	44,000 円	50,000 円
	6.6 m ² 以内	140,000 円	132,000 円	88,000 円	100,000 円
	9.9 m ² 以内	210,000 円	198,000 円	132,000 円	150,000 円
	13.2 m ² 以内	280,000 円	264,000 円	176,000 円	200,000 円
	16.5 m ² 以内	350,000 円	330,000 円	220,000 円	250,000 円
職員	2 人 (会計年度任用職員)		—	—	3 人 (会計年度任用職員)

2 環境対策

国においては、昭和 35 年以降の高度経済成長を背景に全国各地に公害問題が発生したことから昭和 43 年に公害対策基本法を制定し、公害対策についての基本姿勢を示した。さらにその後、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法などの公害対策法規を逐次整備していった。

その後、公害だけにとどまらない、地球温暖化を始めとする多様な環境問題に対処するため、平成 5 年に環境基本法を制定し、公害対策基本法を廃止した。

本市の公害対策においては、昭和 45 年に市長の諮問機関として公害対策審議会を設置し、昭和 47 年には市公害対策防止条例を制定した。その後、平成 7 年に水質汚濁防止法の政令市の指定を受けることで公害対策を充実し、平成 30 年 4 月 1 日には中核市移行に伴い、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策を拡充した。

なお、本市は、公害を含む新たな環境問題に対する構えとして、平成 10 年 6 月に「福島市環境基本条例」を制定し、平成 12 年 3 月には「福島市環境基本計画」を策定した。

また、令和 3 年 2 月には、地球温暖化対策、ごみの減量化等の環境に関する課題に加え、経済・社会に関わる複合的な課題へも対応すべく、新たな「福島市環境基本計画」を策定し、併せて、再生可能エネルギーと省エネルギーの両面から温室効果ガス排出量削減を図ることで、脱炭素社会の実現を目指した「福島市脱炭素社会実現実行計画」を策定した。

(1)公害対策

①常時監視

・大気汚染

市内 4 箇所での機器による監視、アスベストの調査、有害大気汚染物質の調査

・公共用水域

市内の 17 河川 23 地点での水質調査

・騒音・振動

環境騒音調査、道路交通騒音調査、高速交通騒音振動調査

・ダイオキシン類

一般環境調査、発生源調査

②発生源指導

法や条例に基づく特定工場等の指導・立入検査

(2)公害苦情等の処理

市民からの相談内容に応じて現地の調査や事業者への指導、仲介を行う。

区分	年度 件数	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
大気汚染		3	8.3%	10	26.3%	2	7.1%	4	25.0%
水質汚濁		0	0.0%	4	10.5%	3	10.7%	1	6.25%
土壌汚染		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
騒音		19	52.8%	16	42.1%	12	42.9%	10	62.5%
振動		2	5.6%	2	5.3%	1	3.6%	1	6.25%
悪臭		9	25.0%	5	13.2%	10	35.7%	0	0.0%
その他		3	8.3%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
計		36	100.0%	38	100.0%	28	100.0%	16	100.0%

(3)地球温暖化対策

喫緊の課題である地球温暖化の防止を図るため、令和3年2月に策定した「福島市脱炭素社会実現実行計画」に基づき、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標として取組を進めてきた。しかしながら、豪雨や猛暑など深刻な気象災害が多発しており、取組のさらなる加速化が必要な状況にあることから、令和5年8月に計画を改定し、2030年度に向けた温室効果ガス排出削減目標について、これまでの「30%以上」から野心的な目標「55%削減」へと引き上げた。さらなる削減に向けて取組を強化し、市民、事業者、市が協働して、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・省資源に向けた取組を中心として進めている。

また、気候変動を起こりうる事象として受け止め、それに適応する対策も併せて講じる必要があることから、農業や自然災害、熱中症対策といった分野における気候変動適応策についても併せて推進することとしている。

(4)環境保全行政組織

①環境審議会

市長の諮問機関として昭和45年10月に設置の公害対策審議会から平成8年7月移行された。令和7年4月には、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例の制定に合わせ、環境の保全と経済活動の調和にかかる問題に迅速かつ専門的に対応するため、委員の増員と専門部会(審議会の下部組織)の新設による体制強化を行った。同審議会は委員15人以内で構成され、市長の諮問に応じ環境保全に関する基本的事項及び重要事項、その他環境保全に関し市長が必要と認める事項について、調査審議する。

②水道水源保護審議会

福島市水道水源保護条例第23条の規定に基づく市長の諮問機関として、平成15年2月に設置された。

同審議会は委員10人以内で構成され、市長の諮問に応じ規制対象事業場の認定など水道水源の保護に関する重要事項について、調査審議する。

③ふくしま環境基本計画推進協議会

福島市環境基本計画及び福島市脱炭素社会実現実行計画の推進母体であり、平成25年8月に設置された。委員は学識経験者、市民並びに教育機関、民間団体、事業者及び行政機関により構成され、計画の推進方策や進捗管理などに対する意見交換や事業の企画・実施を行う。

(5) 福島市脱炭素住宅整備助成事業

脱炭素社会の実現に向け、脱炭素住宅の整備に要する経費の一部を助成する。

〔助成金〕・住宅用太陽光発電システム：40,000 円

・家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム：1kWh あたり 10,000 円（上限 100,000 円）

・電気自動車充給電設備（V2H）：100,000 円

・ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）：10,000 円

・家庭用電気自動車充電設備：補助率 3 分の 1（上限 20,000 円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	341	376	340	429	340	398
新築件数	235	240	228	238	228	237
既築件数	106	136	112	191	112	161
設置積算出力（kW）	2,082	1,644	2,043	1,908	2,261	2,157
合計助成金額（千円）	31,961	25,959	38,190	33,250	35,885	34,490

※令和3年度からは、太陽光発電システム設置に係る助成に加えて、蓄電機能や需給調整機能によりレジリエンス（災害等に対する強靱性）の機能向上に寄与することから、助成対象設備を拡大。新たに蓄電池システム、電気自動車充給電設備（V2H）、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）を助成対象に追加した。

※令和5年度からは、家庭用電気自動車充電設備を新たに対象として追加した。

(6) 次世代エネルギーパーク計画推進事業

次世代エネルギーパーク計画は、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に見て触れる機会の増加を通して、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進が図られる計画を、経済産業省資源エネルギー庁が認定するもの。本市は、平成27年10月30日付けで次世代エネルギーパーク計画の認定を受け、「福島市次世代エネルギーパーク計画」に位置付けられている施設（令和7年3月末現在9施設）を活用して、再生可能エネルギーに関する学習機会の拡充や情報発信等を実施している。

【令和6年度視察受け入れ数】

5団体、80人

3 環境放射線・放射能対策

(1) 環境放射線の概況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、3月12日には東京電力福島第一原子力発電所1号機、3月14日には3号機、3月15日には2号機・4号機で爆発事故が発生し、放射性物質が外部へ放出され、市内の環境放射線測定値が一時、 $24.2\mu\text{Sv/h}$ に上昇した。（以下、「福島原発事故」という。）

福島県の「県の学校等の再モニタリング調査」や「県環境放射線モニタリング調査」による公園等のモニタリング調査を実施した結果から、文部科学省は、年間被ばく量 20mSv を目安とした $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超えた10校等に対して屋外活動制限を指示した。

本市では、同年4月20日から児童・保護者や学校周辺住民の不安を解消するため、指定校10校等と市内東西南北に位置する小学校4校を、更に、5月からはその他の学校等の環境放射線量の定点測定を開始し、現在も継続して市のホームページで公表してきた。

○環境放射線量定点測定箇所（令和6年度）

測定地点	測定箇所数	備考
本庁・支所・出張所	19箇所	
駅周辺や観光地等	22箇所	公共交通機関の駅周辺や観光地等の人が多く集まる施設・地点
小・中学校等	106箇所	
都市公園	6箇所	平成23年4月当時 $3.4\mu\text{Sv/h}$ 以上の線量が測定された公園
文部科学省設定地点	6箇所	平成23年6月文部科学省発表による年間推定積算線量が 10mSv を超えるとされた地点
全体	159箇所	

○環境放射線量の定点測定状況（令和6年度）

（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

測定地点	平成23年5～6月時点 （測定開始時）			令和7年2～3月時点			平均低減率
	最低値	～	最高値	最低値	～	最高値	
本庁・支所・出張所	0.20	～	2.80	0.05	～	0.17	90.2%
駅周辺や観光地等	0.23	～	2.53	0.04	～	0.16	86.9%
小・中学校等	0.22	～	3.63	0.05	～	0.11	94.6%
都市公園	2.51	～	3.65	0.06	～	0.14	97.2%
文部科学省設定地点	1.53	～	2.30	0.06	～	0.20	94.6%
全体	0.20	～	3.65	0.04	～	0.20	93.3%

福島原発事故から13年が経過した市内全域の環境放射線量の状況を市民にお知らせするため、令和6年7月から9月にかけて市内923区画の放射線量を測定し、令和7年1月に「全市放射線量測定マップ〔令和6年7月～9月測定〕」を作成した。

本マップは、身近な地域の放射線量の平均測定値を把握できるよう、市内を923区画に分割した網かけ（メッシュ）方式により作成しており、市ホームページで公開するとともに、本庁、各支所・出張所及び放射線モニタリングセンターで配布している。

○各地区の平均環境放射線量の推移表

（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

地区	平成23年6月	令和5年12月	令和6年9月	平成23年6月からの低減率
中央	1.59	0.11	0.11	93.1%
渡利	2.23	0.18	0.18	91.9%
杉妻	1.17	0.08	0.08	93.2%
蓬萊	1.55	0.10	0.10	93.5%
清水	1.80	0.12	0.11	93.9%
東部	1.60	0.16	0.15	90.6%
大波	2.24	0.25	0.23	89.7%
北信	1.43	0.13	0.12	91.6%
吉井田	1.19	0.10	0.10	91.6%
西	0.63	0.09	0.09	85.7%
土湯温泉町	0.26	0.06	0.06	76.9%
信陵	1.63	0.15	0.15	90.8%
立子山	1.76	0.16	0.16	90.9%
飯坂	1.05	0.14	0.14	86.7%
茂庭	0.33	0.08	0.08	75.8%
松川	1.16	0.13	0.13	88.8%
信夫	0.91	0.10	0.10	89.0%
吾妻	1.15	0.12	0.12	89.6%
飯野	1.58	0.18	0.18	88.6%
全体平均	1.33	0.13	0.13	90.2%

(2)農産物・食品等の放射性物質測定

本市は、食品等に含まれる放射性物質から市民の健康を守り、食の安全・安心を確保するとともに、農産物等への風評を払拭するため、放射性物質の測定体制の充実を図っている。

平成23年11月に放射線モニタリングセンターを設置し、出荷販売を目的としない市民からの持込みによる食品等の測定を開始した。

また、平成24年4月からは、放射線モニタリングセンターと合わせて28箇所に測定体制を拡充した。さらに同年6月にはJA新ふくしま（現：JAふくしま未来）へ測定業務を委託（10支店）し、体制の強化を図った。

平成26年9月には食品等簡易放射能測定装置（破壊式）に加え、平成25年10月から導入を開始した非破壊式放射能測定装置（丸ごと測定器）を市内19箇所に配備完了し、利便性の向上を図った。令和3年度からは測定体制の見直しを行い、11箇所の測定所で市民が家庭菜園等で収穫した農産物やその加工品、井戸水などの飲料水等の測定を行っている。

○食品等の測定状況(令和6年度)

測定品目	測定件数 (A)	検出件数 (B)	基準値超過件数 (C)	検出率 (B) / (A)	基準値超過出現率 (C) / (A)
飲料水	26 件	0 件	0 件	0.0%	0.0%
農作物等	1,273 件	199 件	87 件	15.6%	6.8%
食品(加工品等)	58 件	8 件	4 件	13.8%	6.9%
その他	6 件	1 件	1 件	0.0%	0.0%
計	1,363 件	208 件	92 件	15.3%	6.7%

※検出件数：本市では簡易測定装置を使用しているため、検出限界値が20ベクレル/kgとなり、この数値を下回る場合は、不検出となる。よって、測定件数から不検出件数を差し引いたものが検出件数となる。

※基準値超過件数：一般食品の場合、100ベクレル/kgを超過して放射性セシウムが検出された件数。

○食品衛生法による平成24年4月1日以降の基準値(放射性セシウム)

食品群	基準値(単位：ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

○清掃

1 ごみ処理

(1)ごみ収集

市内一般家庭を対象に、原則として資源にできない燃やすごみは週2回、資源にできない埋めるごみは月2回、リサイクルできる資源物は月2回(プラスチック製容器包装のみ月4回)の収集を実施している。

※端数処理により各項目の内訳と計(又は総排出量)が合わない場合があります。

① 生活系 資源にできない燃やすごみ (人口、世帯数は令和6年9月末の住民基本台帳人口数)

年度	人口(人)	世帯数(戸)	直営収集(t)	委託収集(t)	直接搬入(t)	計(t)
2	275,966	123,906	179	59,590	3,649	63,418
3	273,904	124,341	220	57,432	3,027	60,679
4	271,405	124,812	230	56,122	3,046	59,398
5	268,623	125,022	244	51,277	2,621	54,142
6	265,338	124,897	251	49,052	2,740	52,043

② 生活系資源にできない埋めるごみ (//)

年度	人口(人)	世帯数(戸)	直営収集(t)	委託収集(t)	直接搬入(t)	計(t)
2	275,966	123,906	18	5,137	1,478	6,633
3	273,904	124,341	20	4,633	1,478	6,131
4	271,405	124,812	22	4,478	1,437	5,937
5	268,623	125,022	21	3,749	1,212	4,982
6	265,338	124,897	23	3,500	1,153	4,676

③ 生活系リサイクルできる資源物 (//)

年度	人口(人)	世帯数(戸)	直営収集(t)	委託収集(t)	直接搬入(t)	計(t)
2	275,966	123,906	31	9,216	72	9,319
3	273,904	124,341	31	9,303	62	9,396
4	271,405	124,812	62	9,153	70	9,285
5	268,623	125,022	62	8,589	64	8,715
6	265,338	124,897	65	8,344	67	8,476

※集団資源回収を除く

④ 資源物品目別

年度	缶類 (t)	びん類 (t)	ペット ボトル (t)	紙類 (t)	プラスチック製容器包装 (t)	乾電池類 (t)	使用済 小型家電 (t)	充電式 電池 (t)	古着 (t)	計 (t)
2	817	1,583	826	4,265	1,804	—	23	—	—	9,319
3	793	1,542	836	4,300	1,903	—	24	—	—	9,398
4	774	1,519	834	4,189	1,940	—	25	—	4	9,285
5	738	1,448	833	3,752	1,919	—	22	—	3	8,715
6	705	1,399	830	3,556	1,958	2	24	0	3	8,477

※集団資源回収を除く

⑤ 総排出量

(人口は令和6年9月末の住民基本台帳人口数)

年度	総排出量(t)	人口(人)	1人一日当たりの ごみ排出量(g)	生活系ごみ 排出量(t)	1人一日当たりの 生活系ごみ排出量(g)	事業系ごみ 排出量(t)	1人一日当たりの 事業系ごみ排出量(g)
2	111,456	275,966	1,107	82,130	816	29,326	291
3	109,032	273,904	1,091	78,925	789	30,107	301
4	106,947	271,405	1,080	77,210	779	29,737	300
5	99,651	268,623	1,014	70,094	713	29,557	301
6	96,458	265,338	996	67,348	695	29,110	301

※集団資源回収、粗大ごみを含む

(2)ごみの処理

可燃ごみとして収集されたものは全量焼却処分し、不燃ごみとして収集されたものは破碎後、再資源化できるものはリサイクルされ、できないものは埋立処分される。資源物として収集されたものは、選別後、再資源化できるものについては再商品化事業者へ引き渡しリサイクルされ、再資源化できないものについては焼却処分または埋立処分される。

(3)ごみ処理施設

①クリーンセンター

ア. 焼却工場

◎あぶくまクリーンセンター

- 所在地 福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1 (TEL 531-6662)
- 処理能力 焼却 240 t/日 (120 t/日×2基)
- 炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉
- 建設年月 昭和63年2月
- 延べ床面積 6,156.18 m²

◎あらかわクリーンセンター

- 所在地 福島市仁井田字北原1番地の1 (TEL 545-4363)
- 処理能力 焼却 220 t/日 (110 t/日×2基)
- 炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉
- 建設年月 平成20年8月
- 延べ床面積 10,103.27 m²

イ. 資源化工場

◎あぶくまクリーンセンター

- 所在地 福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1 (TEL 531-6662)
- 処理能力 プラスチック製容器包装 10 t/日
- 処理方法 圧縮梱包方式
- 建設年月 平成16年3月
- 延べ床面積 1,674.80 m² 鉄骨造

◎あらかわクリーンセンター

- 所在地 福島市仁井田字北原1番地の1 (TEL 545-4363)
- 処理能力 資源物処理系 缶類 11 t/日 びん類 20 t/日 ペットボトル等 11 t/日
不燃・粗大ごみ処理系 60 t/日
- 建設年月 平成11年3月
- 延べ床面積 5,387.52 m² 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造

②埋立処分場

◎金沢埋立処分場

- 所在地 福島市松川町金沢字狐森地内
- 埋立地面積 71,300 m²
- 埋立容量 576,400 m³
- 埋立期間 約20年 (平成7年5月で埋立休止)
- 埋立方式 山間準好気性埋立
- 埋立工法 サンドイッチ工法
- 污水处理施設 処理能力 200 m³/日
処理方法 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
- 建設年月 昭和55年11月

◎金沢第二埋立処分場

- 所在地 福島市松川町金沢字水ヶ作地内外 (TEL 567-6722)
- 埋立地面積 49,900 m²
- 埋立容量 590,800 m³
- 埋立期間 約20年 (令和4年5月で埋立休止)
- 埋立工法 サンドイッチ工法
- 浸出水処理施設 処理能力 180 m³/日
処理方法 カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
- 建設年月 平成6年11月

◎大館山一般廃棄物最終処分場

○所在地 福島市立子山字六角地内外 (TEL 597-2340)

○埋立地面積 19,800 m²

○埋立容量 246,000 m³

○埋立期間 約 15 年

○埋立工法 サンドイッチ工法

○浸出水処理施設 処理能力 70 m³/日

処理方法 カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌

○建設年月 令和 4 年 2 月

③ごみ処理等実績

(単位：t)

年度	あぶくまクリーンセンター		あらかわクリーンセンター			埋立処分場	
	焼却処理量	資源物処理量	焼却処理量	資源物処理量	破碎処理量	埋立処理量	
R 元	41,549	1,707	60,470	3,198	7,800	金沢第二	16,864
2	32,757	1,804	61,323	3,279	8,453	金沢第二	15,146
3	34,409	1,903	60,587	3,221	8,181	金沢第二	15,054
4	33,319	1,940	59,190	3,184	8,163	〔金沢第二 大館山〕	14,456
5	29,163	1,919	57,495	3,081	7,061		2,881
6	27,449	1,958	55,682	2,994	6,741	大館山	11,575
						大館山	11,551
						大館山	10,716

※令和 4 年 6 月 1 日付けで新たに発生する一般廃棄物の埋立処分先を金沢第二埋立処分場から大館山一般廃棄物最終処分場に変更した。

(4)犬、ねこ等の死体の処分

(単位：頭)

年度	飼犬		飼ねこ等		野良	計		合計
	収集運搬	自己搬入	収集運搬	自己搬入	収集運搬及び 自己搬入	収集運搬	自己搬入	
R 元	122	689	198	1,077	2,047	1,164	2,969	4,133
2	89	651	180	1,088	2,150	998	3,160	4,158
3	87	626	200	1,115	2,079	1,020	3,087	4,107
4	83	582	173	1,121	2,134	1,019	3,074	4,093
5	55	507	148	1,185	2,053	840	3,108	3,948
6	49	500	171	1,192	1,925	764	3,073	3,837

2 粗大ごみ処理

(昭和 57 年 8 月から実施)

(1) 収集する粗大ごみ

収集する粗大ごみの範囲は、家庭内において日常使用された大型の耐久消費財で次に掲げるもの。

概ね次の規格のもの 長さ 60 cm～200 cm 重量 10 kg～100 kg	1 家庭用電気製品類	電子レンジ（オープンレンジを含む）・除湿機など
	2 乗り物類	自転車・ベビーカー・シルバーカーなど
	3 家具調度品類	机・タンス・ミシン・応接ソファ・下駄箱・戸棚・オルガンなど
	4 寝具敷物類	ベット・布団・じゅうたん・マットレスなど
	5 建築設備理	ガス台・浴槽など（建物一体型は除く）
	6 その他市が認めるもの	趣味娯楽用品等その他市が認めるもの

※建築廃材・危険物（ガスボンベなど）・ピアノ・バイクなどは除く

(2) 収集回数及び地域別収集日

収集回数は、同一地域について月 1 回とする。

地域別収集日は、別に定める。

(3) 収集方法

収集は戸別収集とする。

(4) 粗大ごみ収集実績

年度	受付戸数（件）	収集量	
		重量（t）	個数（個）
R 2	16,883	1,029	56,541
3	16,915	1,091	57,891
4	16,375	1,045	55,979
5	16,102	956	53,468
6	16,010	948	53,325

3 し尿処理

(1) し尿収集

し尿収集実績（令和5年度）

（令和7年3月31日現在）

区分 \ 地区		中央	飯坂	松川	飯野	計
行政区域人口		225,472 ^人	19,732 ^人	12,902 ^人	4,763 ^人	262,869 ^人
水洗化人口	下水道人口	160,830	7,564	634	－	169,028
	し尿浄化槽人口	61,705	9,316	9,150	3,777	83,948
	農業集落排水人口	1,839	－	－	－	1,839
	計	224,374	16,880	9,784	3,777	254,815
非水洗化人口	し尿くみ取り	1,098	2,852	3,118	986	8,054
	計	1,098	2,852	3,118	986	8,054
収集量	し尿	5,768 ^{kl}	1,320 ^{kl}	1,366 ^{kl}	634 ^{kl}	9,088 ^{kl}
	浄化槽汚泥	36,274	2,936	7,838	2,889	49,937
	計	42,042	4,256	9,204	3,523	59,025

①収集方法

全域許可業者による。許可業者の概要は次のとおりである

（令和7年3月31日現在）

区域	行政人口	行政世帯数	業者数	車台数	業務員数	管轄
飯坂、松川及び飯野地区除く全市内	225,472 ^人	107,676 ^{世帯}	8 ^社	22 ^台	57 ^人	福島市
飯坂地区	19,732	9,133	4	21	18	伊達地方衛生処理組合
松川地区	12,902	5,701	3	7	12	川俣方部衛生処理組合
飯野地区	4,763	1,937	2	6	9	
計	262,869	124,447	17	56	96	

区分		単位	金額	備考
定額制	世帯割	くみ取り1回につき	220 円	原則として一般家庭に適用（消費税別）
	人員割	1人1カ月につき	370 円	//（消費税別）
従量制		18ℓにつき ※最低料金 1,360 円	167 円	原則として事業所等に適用（消費税別）
加算料		ホース延長 40mを超えるととき 2割増		

- ◎飯坂地区（伊達地方衛生処理組合）
 ○従量制 18ℓ当たり 150 円（平成 7 年 5 月 1 日施行、消費税別）
 ○定額制 1 人 1 カ月当たり 400 円（ // ）
 ◎松川・飯野地区（川俣方衛生処理組合）
 ○従量制 18ℓ当たり 167 円（平成 7 年 12 月 1 日施行、消費税別）
 ○定額制 世帯割 220 円（ // ）
 人員割 370 円（ // ）

(2)し尿処理施設

①福島市衛生処理場

所在地	福島市堀河町 9 番 2 0 号	夾雑物	粉碎、スクリーン、スクリュースプレス
処理能力	1 4 5 kℓ/日	脱臭	腐植質脱臭処理
処理方式	標準硝化脱窒素方式	建設年月	昭和 37 年 2 月 90 kℓ/日
汚泥処理	遠心脱水、場外処分		昭和 45 年 3 月改造 135 kℓ/日
処理水	河川放流（阿武隈川）		昭和 53 年 3 月改造 200 kℓ/日 令和 5 年 6 月改造 145 kℓ/日

福島市衛生処理場投入量

年度	総量（kℓ）	投入量（kℓ）	
		し尿	浄化槽汚泥
2	39,773	6,490	33,283
3	40,343	6,333	34,010
4	39,760	6,024	33,736
5	41,961	5,510	36,451
6	42,042	5,768	36,274

②伊達地方衛生処理組合

構成	福島市（飯坂地区のし尿・浄化槽汚泥のみ）、川俣町（ごみ収集のみ）、伊達市、桑折町、国見町の 2 市 3 町	分賦率	令和 6 年度福島市負担率 19.19%
管理者	伊達市長 須田 博行	施設	し尿処理施設 膜分離高負荷脱窒素処理方式 85 kℓ/日
事務所	伊達市保原町字西新田 1 番地の 1		

伊達地方衛生処理組合投入量

年度	総量（kℓ）	飯坂地区分投入量（kℓ）		
		し尿	浄化槽汚泥	計
2	24,280	1,701	3,111	4,812
3	23,626	1,581	3,332	4,913
4	23,085	1,492	3,042	4,534
5	21,634	1,377	2,637	4,014
6	21,677	1,320	2,936	4,256

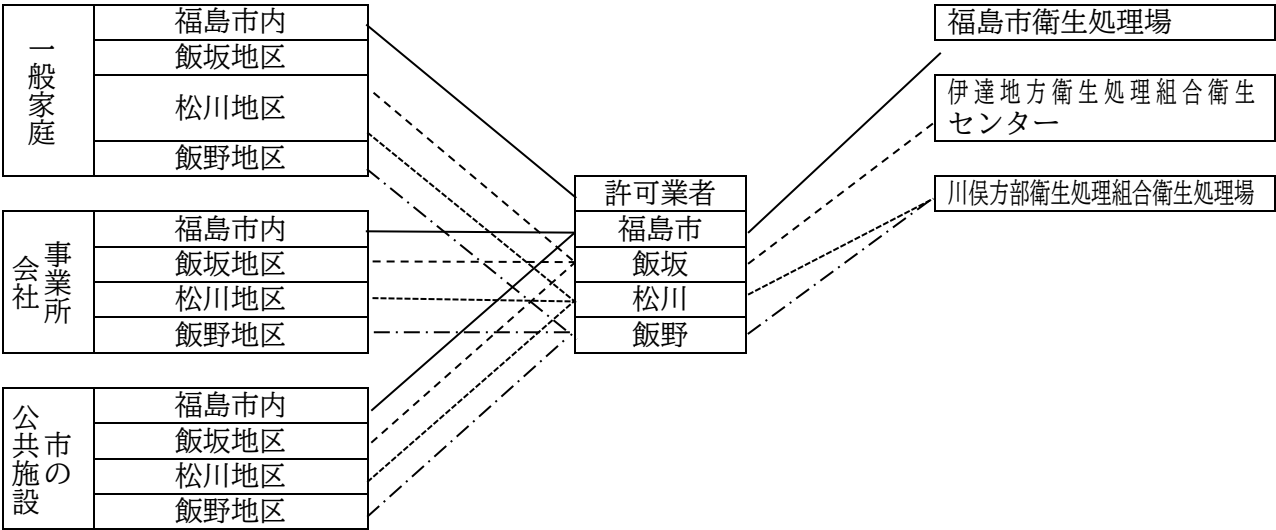
③川俣方部衛生処理組合

構成	福島市（松川地区、飯野地区）、 川俣町の1市1町	分賦率	令和6年度福島市負担率 57.75%
管理者	川俣町長 藤原 一二	施設	し尿処理施設 標準脱窒 60 kℓ／日
事務所	伊達郡川俣町飯坂字下戸山9番地の4		

川俣方部衛生処理組合投入量

年度	総量 (kℓ)	松川町分投入量 (kℓ)			飯野町分投入量 (kℓ)		
		し尿	浄化槽汚泥	計	し尿	浄化槽汚泥	計
2	21,171	1,579	7,218	8,797	730	2,763	3,493
3	21,069	1,513	7,268	8,781	733	2,818	3,551
4	20,770	1,520	7,273	8,793	710	2,836	3,546
5	21,140	1,421	7,559	8,980	634	2,850	3,484
6	21,234	1,366	7,838	9,204	634	2,889	3,523

④し尿処理の流れ



4 ヘルシーランド福島

あぶくまクリーンセンターの余熱を利用したオールシーズン利用できる屋内プールをはじめ、大浴場などを備えた多目的集会施設、サウナ室が配置され、子供からお年寄りまで健康増進とふれあいが図られる施設。

所在地	福島市岡部字上川原 26 番地
開設	平成3年4月12日
敷地面積	17,625 m ²
建床面積	3,773 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
施設内容	①多目的集会施設 1階 図書談話室、娯楽室、大浴場（男・女） 2階 大広間(96 畳)、和室 ②屋内プール 公認 25 メートル温水プール 7 コース 幼児プール ③サウナ室（男・女） ④その他の施設 玄関ホール、プールギャラリー(100 席)
開館時間	9：00～20：00
休館日	毎月 15 日（15 日が土日祝の場合はその翌平日）